

■令和5年度雇用保険料率のご案内

- 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります。(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります)。
 - ・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です。(建設の事業は4.5/1,000です。)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖及び特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

記帳支援します

■新規募集!! 記帳をお手伝い

- 記帳でお困りの方。商工会が支援します。
 - 記帳代行で日々の負担を軽く。
 - 元帳作成など、面倒な記帳業務を、みなさまに代わってスピーディーに処理します。
 - さらに、分析した経営データを毎月お届けします。
 - 各種支援策や融資もスムーズに処理出来ます。
 - 費用：毎月2,000円・決算時6,000円、年間30,000円です。

■商工会の福祉共済（商工会会員のみが加入できる）

「けが」の補償の特徴

- 1 **24時間 いつでもどこでも安心!**
業務中だけでなく日常生活におけるけがや熱中症も対象。
さらには、国内だけでなく国外でのけがや熱中症も対象です。
※熱中症特約は傷害プラン2,000円・3,000円・4,000円コースに自動付帯
- 2 **ちょっとした「けが」でも… 通院補償も自動セット!**
通院は、全てのプランに自動付帯、3日目から100日目まで補償します。
- 3 **充実の入院補償も!**
入院1日あたり8,000円の手厚い補償です。(傷害プラン2,000円コースの場合)
さらに、最大1,000日までの入院を補償します。
※天災(地震・噴火・津波)の場合は入院1日あたり4,000円(傷害プラン2,000円コースの場合)
- 4 **自転車やペットなどによる加害事故も補償!**
傷害プラン2,000円・3,000円・4,000円コースには、個人賠償責任保険が自動付帯されています。
※個人賠償責任保険は被共済者ならびに同居の親族や別居の未婚の子が対象
- 5 **手軽な掛け金で「病気」への備えも!**
傷害プランにご加入いただいた場合に、月掛掛金1,000円で医療特約(シニア医療特約)をセットすることができます。



トータル「がん」の補償の特徴

- 1 **何度でも!がん診断共済金100万円をお支払い!**
ただし、2回目以降のお支払いは、それ以前の診断共済金の支払事由に該当した最終の診断確定日から1年を超えていることを要します。
- 2 **「がん」への備えはもちろん、「病気」や「けが」も補償!**
がん以外の病気やけがによる入院、手術等も対象です。
- 3 **最長満80歳まで、手厚い補償が継続!**
継続加入の場合、満80歳まで同じ補償が続きます。



生命保障の特徴

- 1 **お手頃な掛金で大きな保障!(最高6,000万円)!**
死亡・高度障害共済金は、1,000万円(2口)から6,000万円(12口)まで500万円単位で選択できます。
- 2 **さらに、配当金も受け取り可能!**
ただし、配当金はお約束できるものではありません。満期、解約または共済金支払時に支払われます。
- 3 **保険金を有効に活用… リビングニーズ特約を付加することができます!**
被共済者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、共済金額の一部または全額をお支払いします。
※当特約の保険料は必要ありません



■DXとは?

- DX (Digital Transformation) は「デジタル変革」と直訳することができます。本来はビジネスに限らず、デジタルによって人々の生活を変革させ、より良いものへ導くことです。ビジネスにおいては業務フローを改善したり、新しいビジネスモデルを作り出すことです。DXを活用することで非効率業務をスムーズにしたり、企業風土をガラリと変革させることもあります。

手続き・申請方法がわからない場合は、商工会へお問合せください。

電話 0576-62-2176 FAX 0576-62-3916

